

HSX7（お買上げプラン）新旧対照表

【総合警備保障（ALSOK）作成の新旧対照表（2008.11.7KC's受理）】

条項	新	条項	旧
5条	ALSOKは、 <u>以下の場合は、直ちに本契約を終了できるものとします。</u> (1) <u>お客様が本契約に基づく債務を履行しない場合において、催告後相当期間を経過しても当該債務を履行しないとき</u> (2) <u>お客様が本契約に基づく契約金額の支払を支払期限後30日以上遅滞した場合であって、ALSOKとお客様との間の信頼関係が失われたと認められる事情が存在するとき</u>	5条	ALSOKは、 <u>お客様が本契約に基づく契約金額の支払いを支払期限後30日以上遅滞したときは、ただちに本契約を終了できるものとします。</u>
6条	本契約が終了したときは、ALSOKは、 <u>お客様の要望により機器を、当該機器を設置しているお客様が所有又は管理する建物その他の物（以下「機器設置対象物」といいます）から撤去するものとし、当該機器を撤去する際の費用は、お客様の負担とします。</u> 2 <u>ALSOKは、機器の設置により機器設置対象物に生じた変更については、当該工事前の原状に回復する義務を負わないものとします。ただし、ALSOKの故意又は過失により当該機器の設置に通常必要な範囲を超えて変更が生じた場合には、その超えた変更部分に限って原状に回復する義務を負うものとします。</u>	6条	本契約が終了したときは、ALSOKはお客様の要望により機器を撤去します。 <u>なお、機器を撤去する際の費用は、お客様の負担とし、建物の原状回復についてALSOKは、責任を負わないものとします。</u> <u>（新設）</u>
7条	ALSOKは、お客様の都合によりサービス内容の変更、機器の増減が生じたときは、 <u>サービス料金の改定をすることができるものとします。</u> 2 <u>（削除）</u>	7条	ALSOKは、お客様の都合によりサービス内容の変更、機器の増減が生じたときは、 <u>サービス料金の改定をすることができるものとします。</u> 2 <u>ALSOKは、経済情勢の変化等によりサービス料金変更の必要が生じたときは、サービス開始後1年を経過したものに限りサービス料金の改定をすることができるものとします。</u>
9条	ALSOKは、 <u>お客様が購入した機器（購入した時点で既に第三者が使用していた機器（以下「中古品」といいます）を除きます）</u> について、以下の各号に定める場合を除き、 <u>お客様が当該機器の引渡しを受けてから1年間に限り、無償で当該機器の調整・修理又は交換を行います。</u> (1) <u>お客様側に原因がある場合</u> (2) <u>第三者に原因がある場合</u> (3) <u>天災等の不可抗力による場合</u> 2 <u>前項の期間経過後であっても、ALSOKは、お客様が購入された機器（中古品を除きます）について、前項各号に定める場合を除き、本契約の契約期間中は、無償で当該機器の調整・修理又は交換を行います。ただし、お客様が当該機器の引渡しを受けてから10年間に限ります。</u> 3 <u>お客様がALSOKとの間で締結した本契約と同種の契約を解約した後にALSOKとの間で本契約を締結している場合においては、当該解約前にお客様が購入された機器について前項の規定を適用しないものとします。</u>	9条	本契約期間中は、 <u>新規購入された機器について、以下の場合を除きサービス開始日から10年間は機器の調整・修理又は交換の費用をお客様に請求しません。ただし、本契約を終了した場合は、上記期間をサービス開始日から1年間とします。</u> (1) <u>お客様側に原因がある場合</u> (2) <u>第三者に原因がある場合</u> (3) <u>天災等の不可抗力による場合</u>

HSX7（お買上げプラン） 新旧対照表

条項	新	条項	旧
10条	<p>ALSOKは、天災地変、停電、通信回線及び通信事業者の障害等（メンテナンスを含む）ALSOKに責任のない原因でサービスを提供できない状況が発生したときは、その状況が止むまでの間、サービスの提供を停止します。この場合にALSOKは、本契約上の義務を負わないものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p><u>2</u> お客様の都合又はお客様側の原因によりサービスの提供を停止する場合、お客様は所定のサービス料金の全額を支払うものとします。</p>	10条	<p>ALSOKは、天災地変、停電、通信回線及び通信事業者の障害等（メンテナンスを含む）ALSOKに責任のない原因でサービスを提供できない状況が発生したときは、その状況が止むまでの間、サービスの提供を停止します。この場合にALSOKは、本契約上の義務を負わないものとします。</p> <p><u>2</u> <u>前項によりサービスの提供を停止する場合、お客様は所定のサービス料金の半額を支払うものとします。</u></p> <p><u>3</u> お客様の都合又はお客様側の原因によりサービスの提供を停止する場合、お客様は所定のサービス料金の全額を支払うものとします。</p>
14条	<p>ALSOKが本契約上の義務を怠る等、ALSOKの責任でお客様に損害が発生したとき、ALSOKは、対人対物併せて1事故10億円を限度として賠償するものとします。ただし、ALSOKは、<u>ALSOKの故意又は重大な過失によりお客様に損害が発生したときは、当該限度額に限らず、お客様に対してその損害を賠償するものとします。</u></p> <p><u>2</u> <u>ALSOKが本契約上の義務を怠る等、ALSOKの責任で身体上の障害（当該障害に起因する死亡を含みます。）に起因する損害が発生した場合において、当該損害額が10億円を超えたときは、前項の限度額に限らず、お客様に対してその損害を賠償するものとします。</u></p> <p><u>3</u> <u>ALSOKは、前項のときは、身体上の損害のみ賠償し、財物上の損害を賠償しません。</u></p> <p><u>4</u> <u>前3項の規定にかかわらず、在宅セルフ及び外出セルフの侵入監視サービスについては、ALSOK側で監視できない為、損害賠償の対象外とします。</u></p> <p><u>5</u> お客様は、第1項又は第2項の損害が発生したときは、ALSOKに速やかに書面にて通知するものとします。</p> <p><u>6</u> ALSOKは、お客様が所定の操作を行うことにより、契約対象先のうちの一部を監視範囲から除外できる機能を有する制御装置を契約対象先に設置している場合において、お客様が当該制御装置により監視範囲から除外した部分から生じた損害に関しては、本契約上の義務を負わないものとします。</p> <p><u>7</u> ALSOKは、第1項又は第2項に基づき賠償責任を負う場合を除き、機器設置箇所以外又は機器の感知機能範囲以外から生じた損害に関しては、本契約上の義務を負わないものとします。</p>	14条	<p>ALSOKが本契約上の義務を怠る等、ALSOKの責任でお客様に損害が発生したとき、ALSOKは対人対物併せて1事故10億円を限度として賠償するものとします。ただし、<u>在宅セルフ及び外出セルフの侵入監視サービスについては、ALSOK側で監視できない為、損害賠償の対象外とします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p><u>2</u> お客様は、前項の損害が発生したときは、ALSOKに速やかに書面にて通知するものとします。</p> <p><u>3</u> ALSOKは、<u>機器設置箇所以外、機器の感知機能範囲以外およびお客様の選択した警備範囲以外から生じた損害に関しては、本契約上の義務を負わないものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>